

## 綾瀬市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市成年後見制度利用促進協議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、関係機関が連携して権利擁護支援及び成年後見制度の利用促進を図るため、綾瀬市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に係る施策に関すること。
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関すること。
- (3) 権利擁護支援に関する地域課題の検討・調整・解決に関すること。
- (4) 権利擁護支援に関する専門職団体及び関係機関の協力及び地域連携に関すること。
- (5) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項。

### (組織)

第4条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 司法関係者
- (2) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者
- (3) 障がい者の相談支援に携わる者
- (4) 高齢者の相談支援に携わる者
- (5) 保健、医療又は福祉関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、綾瀬市成年後見制度利用促進に係る中核機関（市長が別に定める中核機関をいう。）において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。